

契約第 号

収入 印紙	請 書	
	年 月 日	

豊 島 区 長

住 所

氏 名

印

下記の金額及び条件をもって履行することをお請
けいたします。

件 名	
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税額・地方消費税相当額 円を含む)
履 行 期 限	年 月 日 まで
履 行 場 所 (納入場所)	

内 訳	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	

確 認 欄
課

豊島区（以下「甲」という。）と、供給者又は請負者（以下「乙」という。）は、次のとおり契約する。

第1条 乙は、表記の物品購入、修繕及び役務調達（以下「この契約」という。）について、表記の履行期限内に表記の履行（納入）場所において、納品又は履行（以下「履行」という。）を完了しなければならない。

2 乙は、納入物品の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

3 乙は、この契約を履行するうえにおいて当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

第2条 乙は、履行を完了したときは、甲の定める納品書又は完了届を甲に提出しなければならない。

第3条 甲は、前条の規定により乙から納品書又は完了届の提出があったときは、その日から起算して、10日以内に検査を行わなければならない。

2 乙は、甲の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形又は消耗、き損した物品等の損失はすべて乙の負担とする。

第4条 乙は、前条の検査の結果、履行内容の一部又は全部が検査に合格しないときは、甲の指定する期限までに手直し、引換え又は再履行により、仕様書等に適合するように履行しなければならない。

2 前項の規定により、再履行した場合は、第2条及び前条の規定を準用する。

第5条 物品購入において、目的物（以下「物品」という。）の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転する。

2 前項の規定により、所有権移転が完了する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

第6条 乙は、履行した物に契約不適合があるときは、追完若しくはその不適合の程度に応じた報酬の減額又はその損害の賠償（乙の責に帰するものでないものを除く）をしなければならない。

第7条 乙は、履行期限内に契約の履行を完了することができない事由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

第8条 前条の規定による申し出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものでないときは、甲は、相当と認める履行期限の延長を認めることができる。

第9条 第7条の規定による申し出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、乙は、遅延違約金を甲に納付しなければならない。この場合において甲は、相当と認める日数の遅延を認めることができる。

2 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める割合（年当たりの割合は閏年についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(2) 第10条の規定により、甲が契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

第13条 甲は、乙が、この契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が催告した期限までにその履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、上記の契約金額の10分の1に相当する額を甲に納付しなければならない。ただし、乙の責に帰するものでないときはこの限りではない。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく甲の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 第12条の規定によらないで乙が契約の解除を申し出たとき。

(6) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が豊島区暴力団排除条例（平成23年条例第26号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(7) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

(8) 役員等が業務上、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。

(9) 役員等がいかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(10) 役員等が暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(11) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第6号から第10号までの規定のいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(12) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

2 甲は、条例第7条第1項に規定する関連契約の当事者の役員等が暴力団関係者であると認められるときは、乙に対して、当該関連契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 甲は、乙が正当な理由なく前項の必要な措置を講ずることを拒否した場合は、乙を区の契約に関与させないことができる。

4 前条第2項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

第15条 契約保証金は、免除する。

第16条 乙は、履行を完了し、かつ、甲の検査に合格したとき契約代金を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払い金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年についても365日当たりの割合とする）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を遅延利息として支払うものとする。

第17条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第18条 乙は、甲の承諾を得た場合、この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第19条 甲は乙から取得することができる金銭があるときは乙に支払う代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

第20条 この契約条項の各条項の解釈について疑義、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上で定める。